



2024年5月27日

各位

会社名	日建工学株式会社
代表者名	代表取締役社長 皆川 曜児
コード番号	9767 (東証スタンダード)
問合せ先	取締役管理部長 大門 忠志 (TEL. 03-3344-6811)

### 株主提案に関する書面受領及び 当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主であるフリージア・マクロス株式会社（以下「提案株主」といいます。）より、2024年6月開催予定の当社第61回定時株主総会における議題について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案に対する取締役会の意見を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### I. 本株主提案の内容

##### 1. 議題

- 定款一部変更の件（当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について）
- 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）廃止の件

##### 2. 議案の要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙に記載のとおりであり、本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

#### II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

定款一部変更の件（当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について）

- 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

- 反対の理由

提案株主が、本株主提案と同時に当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の廃止を提案していることからすれば、本株主提案は、究極的には、本対応方針の廃止を目的とするものであると考えられます。他方で、当社は、本日付け当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」といいます。）にて公表いたしましたとおり、本対応方針は大規模買付行為に対して株主の皆様が適切に判断す

るための情報及び時間を確保するために必要かつ適切なものであり、これを継続する必要があると判断し、2024年6月27日開催予定の第61回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において本対応方針について一部変更を行ったうえで継続することを付議することを決定しております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

なお、上記のとおり、提案株主より、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）廃止の件」についても株主提案がなされておりますが、当社は、本プレスリリースにて公表いたしましたとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）を維持し、本対応方針を継続することが、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から必要・有益であると考え、本株主総会に会社提案として「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件」（以下「本議案」といいます。）を付議しております。この点、提案株主によれば、上記株主提案は前記「定款一部変更の件」の可決を前提とするものではないとのことであるため、上記株主提案は、法令及び当社の定款上、株主提案権の対象に含まれていないほか、その内容は実質的には本議案に反対する趣旨であることから、当社は、上記株主提案の内容を本議案とは別個の議案としては取り上げないこととしております。

以上

## 【別紙】「本株主提案の内容」

※提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものです。

### 提案する議題

- (1) 定款一部変更の件（当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について）
- (2) 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）廃止の件

### 議案の要領及び提案の理由

- (1) 定款一部変更の件（当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について）

#### ア 議案の要領

現行定款に以下のとおり、条文を新設する。

#### <現行定款>

現行定款	変更案
(新設)	第〇条 当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)は、株主総会の決議(会社法第 303 条第 2 項及び同法第 305 条第 1 項に基づき株主が提案する議案による決議を含み、かつ、これに限らない。)によりこれを廃止することができる。

#### イ 提案の理由

当社は、平成 27 年に買収防衛策（本対応方針）を導入して以降、9 年以上も継続していますが、この間、当社の経営陣が、経営状況の課題解決や中長期的な成長に向けた経営改革を実行した形跡はなく、経営改革の実施による成果の実現までの時間的な猶予を得る必要があるという具体的な理由を示していません。

また、当社経営陣が、提案株主との間で経営支配権争いを継続している状況において、従業員向け株式信託を導入し、経営支配権維持目的が疑われる自己株式の処分をしたことからするならば、買収防衛策を自己保身を図る目的で運用しようとしていると断ぜざるを得ません。

当社の経営陣は、企業価値及び株主価値の向上という上場企業の取締役としての責務に向き合うべきであり、漫然と継続し続けている買収防衛策を廃止する必要があります。

そこで、本対応方針の廃止が株主総会の権限の範囲に属することを明確にするため、現行定款の変更を提案いたします。

(2) 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）廃止の件

ア 議案の要領

令和3年6月29日開催の58回定時株主総会において継続が決議された当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を廃止する。

イ 提案の理由

当社は、買収防衛策を導入して以降、9年以上も継続している一方で、当社の株価はいまだ平成25年頃から1株当たり2000円を下回る水準を推移しており、漫然と買収防衛策を継続し続けてきたといわざるを得ず、その結果が、株価として資本市場の当社経営陣に対する厳しい評価となって現れているものと断ぜざるを得ません。また、前議案の「提案の理由」に記載したとおり、買収防衛策（本対応方針）を継続することが、当社の経営陣の自己保身を図る目的によるものであることは、最早明らかであり、資本市場からの評価を下げる要因であるといえます。

当社において買収防衛策を廃止することこそが、当社のコーポレート・ガバナンスを正常化し、資本市場における当社企業価値の正当な評価につながるといえ、適当であると考えられます。

そこで、提案株主は、当社が9年以上にわたって漫然と継続し続けている買収防衛策を廃止することを提案いたします。